

Navi

ふくい県民活動・ボランティアセンター 情報誌

Npo
and
Volunteer
information

No.77
2021.春号

INDEX

- P.2 特集1「県民ワクワクシンポジウム2021」を開催しました
- P.4 特集2「令和2年度県民社会貢献活動知事表彰」受賞者の決定
- P.5 NPO法人の皆様へ
- P.6 事業報告書の作成を始めましょう
- P.8 県からのお知らせ



県では、ふくいの将来像を県民と共有し、2040年に向けた将来像を「みんなで描こう、福井の未来地図」をコンセプトに、県民の皆様5,000人以上に参加していただき長期ビジョンを策定しました。

その中で2024年までの期間を「新時代スタートアッププロジェクト」と位置づけ、一人ひとりが個性を発揮し、変化や失敗を恐れず、お互いのチャレンジを応援しあう社会の実現に向けて取り組んでいきます。

県民ワクワクシンポジウム2021を開催しました



令和3年2月27日に福井県国際交流会館において、県民が身近なところから社会貢献活動に気軽に取り組める雰囲気を醸成することを目的とした「県民ワクワクシンポジウム2021」を開催しました。



シンポジウムでは、地域活動を実践している方を招き、パネルディスカッションを実施しました。

シンポジウムの動画はコチラから

オール福井で、地域活動などの行動につなげるためには

藤本

今後、地域活動で、いろいろなアクションを起こしていきたいと考えている方が、緩やかに人とつながりオール福井で地域を盛り上げていくにはどうしたら良いでしょうか。

田中

よくある田舎あるあるで、田舎には何もないという人がいますけど、人も物もあると思います。何が足りないかというと関係性や接点がないことだと感じています。福井や地域に関する情報、あらゆることが自分事になっていないのではないかと思う。

大嶋

何か行動を起こす時、120%計画立てなくとも、やりたいなって思うことを人に話すだけで、人と人が勝手につながっていくことがあると思います。大きい小さいにかかわらず、何かを始めた方は自分で抱えているだけでなく、周りに自分の想いを伝えている方が多いです。スタートはまずそこからではないでしょうか。

中村

お二人が言ったこともそうですが、環境は大事だと思います。



コロナ時代でいくらオンラインが普及しても、対面で人と人が出会う機会は大事ですね。私は、大野でカンケイ商店というプロジェクトを行っています。大野に住む者としては、福井への移動は結構な負担で、往復で2時間くらいかかることがあります。だから、奥越にもそういう人とつながれる場所が1個あると良いなと日々考えていました。

あと、行動を起こす人は誰かに話して波及していくと大島さんがおっしゃいましたが、まちづくりをしている団体やプレイヤーに話をしに行くだけでも、負担が大きいと思う方はいると思います。だから、カンケイ商店では、おなか減ったらご飯を食べに来てもらって、その延長で相談してもらえるように、できるだけスタートの敷居を低くする仕掛けづくりを工夫しています。

福井県内で地域活動を盛り上げていくためには

田中

田舎の平日問題って深刻だと思うんですよね。休日はすごくにぎやかだけど、平日から盛り上げていくのはなかなか難しいと感じます。

〈モダレーター〉 ふくい若者フォーラム 藤本一希氏 (株式会社 REGIE CEO)

医療を軸に人づくりとまちづくりを実践。地域の医療現場で、医療者・医学生向けの現場視察ツアーをプロデュース



中村

私も大野に移住した側だから、すごくわかるのですが、空き家相談のために市役所で物件を紹介してもらって、実際の現場に行ってみたんですよ。そうしたら、そこに誰もいなくって、物件を探す側からしたらつらいなって感じました。だから、フリーランスで日中仕事をしつつ、コワーキングスペースを運営しながら、相談者の受け入れる取り組みを行っています。

田中

観光客はどうしても休日に集中してしまい、それこそ移住者や微住者が平日の町に、人がいる状態を作ってくれると思っています。それだけで町のムードが変わるものではないでしょうか。ハードやソフトも大事ですが、ソフトも一時的なものではなくて、地域の思想や方向性のようなイズムとリズムを作っていくかないといけないと思っています。

藤本

アクションを起こす側もイズムとリズム、生活にあったアクション、地域のお祭りなどの機会があると、地域活動に参加しやすいですね。

いざそういう場面に参加してみると何かが生まれたり、実際に地域の仕掛けをしている人に出会えたりと、実はそういう人が福井県には大勢いて、地域の面白さでもあると思います。

西野

ひとつ最近の出来事として感じているのは、修学旅行がコロナの影響で県内旅行になり、最初はみんながっかりしていました。しかし、県内で嶺南から嶺北に行ったり、あるいは嶺南の中だけでの旅行になった時に、修学旅行を体験したお子さんが帰ってきて、すごく楽しそうに親も知らない地域の良いところを教えてくれたみたいです。そういう機会が、改めて地域の良さを見直すようになったり、知らなかつた場所に行ったりとチャンスだなって思いました。

もう一点は、今まで嶺南では観光客を呼び込む時に、とにかくきれいにして良い面だけをアピールをしてきました。実際には、高齢化であるなど環境の変化で、良い面だけを見せていくことが難しくなっていると感じています。逆に、こういう問題があるから助けて欲しいとか、地域外の人に一緒に考えてもらう、そんな風に弱点だと思っていることを、反対に訴えかけていく発想の転換ができると、得意なことがなくても何かできることがあるのではないかと思います。

藤本

今のお話を聞いて、横のつながりや共助、あるいは背中を押してくれる、心に寄り添ってもらえる関係性が重要だと改めて感じました。



〈登壇者〉

大嶋歩氏(ふくい若者フォーラム会長:写真左)

福井県の若者活動支援「ふくい若者チャレンジクラブ」の立ち上げに携わり、2017年から会長に就任

中村和幸氏(カンケイ商店:写真中央)

2018年末より大野市に移住し、移住者視点での大野の魅力発信やゲストハウスの運営を手掛ける

田中佑典氏(福井微住.com:写真右)

「微住」という言葉を福井発で提唱し、ポストインバウンド時代の地域の携わり方や新しいライフスタイルを発信

西野ひかる氏(アノミアーナ:オンライン出演)

海ゴミ問題の解決を目指し、アノミアーナを立ち上げ漁業者らとともに環境保全活動、地域活性化事業を展開



令和2年度「県民社会貢献活動知事表彰」受賞者決定

県では、県民の自主的な意思に基づいて行われる社会貢献活動に対する意識の高揚を図るために、特に優れた活動や先駆的な活動をした個人や団体に対する表彰を行っています。

今年度は次の20件の受賞者を決定し、令和3年2月27日に福井県国際交流会館で表彰式を行いました。



功労者知事表彰3件(3団体)



玄蕃尾城跡保存会(敦賀市)

平成11年に国指定史跡として指定された玄蕃尾城跡を誰でも来やすい場所、心に残る場所となるように、ガイド研修会の開催や看板の設置、駐車場周辺や仮設トイレの整備・清掃活動を実施

特定非営利活動法人 越前みやまそば元気の会(福井市)

地域行事への積極的な参加、社会福祉施設等でのそば打ちボランティア派遣を行い、越前みやまそばの普及や地域活性化に貢献

福井市東新町自治会(福井市)

過去に起きた民家16戸、土蔵1棟が焼失する大火の経験から、町内24戸が持ち回りで火の用心の呼びかけ活動を実施し、過去の教訓を現在に至るまで継承

知事奨励賞17件(8名・9団体)



伊藤 千恵子(あわら市)

梨の郷生活学校(坂井市)

今村 憲英(福井市)

西地区食生活改善推進員会(越前市)

越前菅笠を守る会(福井市)

春山婦人会(福井市)

北潟建築組合(あわら市)

藤谷 家也(越前市)

五番通りまちづくり委員会(大野市)

ボランティアグループふくいおもちゃ病院(福井市)

七間通りまちづくり協議会(大野市)

三嶋 美智子(大野市)

武内 誠一(越前市)

山田 淑子(坂井市)

玉村 好(福井市)

吉岡 正巳(福井市)

特定非営利活動法人自然体験共学センター(福井市)

NPO法人の皆さんへ

◆県民ワクワクチャレンジプランコンテスト2021について◆

NPO法人や任意団体等が、福井を活性化するために新たに実施する活動を資金面で支援します。

支援を希望する団体から活動プランを公募し、県民の皆さんも参加して公開審査会を開催。審査により採択された団体に支援金を提供します。

【応募概要】

- ▶ **支援金** 上限100万円、総額200万円
※採択件数は審査で決定します
- ▶ **対象プラン** 地域課題の解決を目指し、福井を元気にするための活動
ただし、新たに開始する活動に限る。
- ▶ **応募資格** 概ね40歳以上のメンバーが中心となって県内で活動し、
3年以上の活動実績がある団体
- ▶ **応募時期** 開始：令和3年4月中旬頃
締切：令和3年6月中旬頃
- ▶ **審査会** 令和3年7月中旬以降（予定）※参加必須

詳細については、福井県県民活躍課ホームページ等で公表いたします。

◎県民活躍課ホームページ(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/joseikatuyaku/index.>)

※なお、本コンテストには「女性部門」、「若者（18～39歳）部門」もありますので、
女性の方または若者グループの方は、そちらの部門での応募も可能です。

◆◆特定非営利活動促進法の一部改正について◆◆

令和2年12月2日に「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和二年法律第七十二号）」が成立し、12月9日に公布されました。施行日は令和3年6月9日となります。

① 設立の迅速化（縦覧期間の短縮）

現状

縦覧期間（1月）+認証決定までの期間（2月）



縦覧期間の短縮により、
認証までの期間を短縮

○設立認証の申請の必要書類の縦覧期間を、「1ヶ月間」から「2週間」に短縮。

○申請書や添付書類に不備がある場合の修正期間を、「2週間」から「1週間」に短縮。

② 個人情報保護の強化（住所等公表対象からの除外）

現状

住所等を明記して役員名簿等を公表・縦覧・閲覧



個人の住所等の記載を
除いて公表・縦覧・閲覧

○「役員名簿」「社員名簿」等について個人の住所・居所についての記載の部分を除いて公表。

③ 事務負担の軽減（NPO法人の提出書類の削減）

現状

毎事業年度における書類提出が過度の負担



提出書類を削減して法人の
事務負担を軽減

○「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出を不要とする。（※引き続き、「書類の作成」、「事務所への備置き」、「事務所における閲覧」については義務とする）

○「役員報酬規程」、「職員給与規定」について、既に提出させているものから内容に変更がない場合は、毎事業年度の提出は不要とする。

詳細については、内閣府のホームページで今後隨時お知らせします。

◎内閣府ホームページ(<https://www.npo-homepage.go.jp/kaisei>)

事業報告書の作成を始めましょう！

事業年度が
終了したら…

福井県では活動するNPO法人の約8割が3月末で事業年度を終了します。新しい事業年度が始まると同時に、前事業年度の実績報告の作成も行うことになります。忙しい時期ですが、下記の大変なポイントを押さえて確実な法人運営に努めましょう。



1ヶ月以内
事業年度終了後

2ヶ月以内
事業年度終了後

3ヶ月以内
事業年度終了後

業務	事務書類	期限
●前年度の事業報告書等の作成開始 確認ポイント <input type="checkbox"/> 事業報告書の記載は具体的ですか <input type="checkbox"/> 理事会、総会の開催実績は記載していますか	Check <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書 ・活動計算書 ・貸借対照表 ・財産目録 等 	理事会開催までに
●理事会、監査、総会の日時決定などの段取り 確認ポイント <input type="checkbox"/> 定款内容は変更の必要性がありませんか <input type="checkbox"/> 事業報告書の提出期限に間に合うように総会の開催日を決めていますか	Check —	早めに準備
●理事会開催と議事録作成	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会議事録 	総会議案書作成開始までに
●監査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・監査報告書 	総会議案書作成完了までに
●総会議案書の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・総会議案書 	総会招集通知書発送に間に合うように
●総会招集通知の発送	<ul style="list-style-type: none"> ・総会議案書 ・出欠連絡票 	定款の定めに従う (NPO法では少なくとも開催の5日前までに)
●総会開催と総会議事録作成	<ul style="list-style-type: none"> ・総会議事録 	総会終了後遅延なく
●前年度の事業報告書等の提出 確認ポイント (活動計算書) <input type="checkbox"/> 前事業年度の繰越金と一致していますか <input type="checkbox"/> 計算ミスはありませんか <input type="checkbox"/> 役員報酬を受ける者がある場合は管理費の欄に記載されていますか <input type="checkbox"/> 管理費の総支出額に占める割合が、1/2以上ではありませんか <input type="checkbox"/> 複数の事業がある場合、注記は作成されていますか (貸借対照表、財産目録) <input type="checkbox"/> 日付は事業年度終了日が記載されていますか <input type="checkbox"/> 計算ミスはありませんか <input type="checkbox"/> 活動計算書の「次期繰越正味財産額」と貸借対照表の「正味財産部」の合計額は一致していますか <input type="checkbox"/> 財産目録と貸借対照表が整合しているか(資産負担額、負債合計額、正味財産額がそれぞれ一致)	Check <ul style="list-style-type: none"> ・事業報告書 ・活動計算書 ・計算書類の注記 (該当がある場合) ・貸借対照表 ・財産目録 ・役員名簿 ・社員のうち 10名以上の名簿 	事業年度終了後3ヶ月以内に

届出書	時期	注意点
役員変更届	<input type="radio"/> 定款に定めている役員任期ごと (最長2年) <input type="radio"/> 役員に変更あればその都度	<input type="radio"/> 全員再任でも届出が必要 <input type="radio"/> 退任、新任だけでなく、死亡や住所変更でも届出が必要
定款変更届	<input type="radio"/> 定款の変更をした時	<input type="radio"/> 届出事項であること
定款変更認証申請書	<input type="radio"/> 定款の変更をする時 (認証の事務処理には縦覧期間を要します)	<input type="radio"/> 県の認証が必要な変更事項である場合は、変更認証申請書を提出。申請書には総会の議事録等の添付書類が必要 <input type="radio"/> 認証事項である場合は、認証を受けた後でないと、効力が生じません

※定款変更事項が登記事項である場合は、登記後に登記完了届の提出をお願いします

もう一度、定款を読み返そう!!

定款は法人運営の基本となる大事なものです。

定款に則した活動ができるよう定期的に定款を見直し、必要があれば総会の議決を経て定款を変更しましょう。

●定款に定められた事務所の所在地と現在の所在地が違っていませんか？

●役員について

- ▶ 定款に定められた人数に合っていますか？
- ▶ 任期ごとに定款に定められた方法で選任を行っていますか？
- ▶ 除名、退任の方法は定款に定められたとおりになっていますか？

●会員について

- ▶ 会費は、定款に定められたとおりに集めていますか？
- ▶ 定款に定められた会員以外の会員はいませんか？

●事業について

- ▶ 年度は定款に定められたとおりになっていますか？
- ▶ 定款に定められている事業以外のことを行っていませんか？

●理事会、総会について

- ▶ 総会での議決事項を勝手に決めていませんか？
- ▶ 定款に定められた形で総会を行っていますか？
- ▶ 定款に定められたとおり議事録を残していますか？

定款変更が必要な場合は速やかに手続きを行ってください

お問合せ

ふくい県民活動・ボランティアセンターまで
TEL : 0776-29-2522

定款を変更するにあたっては、**所轄庁(県)の認証が必要な申請事項**と、**総会の議決で変更できる届出事項**とがあります。

認証が必要な変更事項

- ①目的
- ②名称
- ③その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- ④主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- ⑤社員の資格の得喪に関する事項
- ⑥役員に関する事項(役員の定数に係るもの除外)
- ⑦会議に関する事項
- ⑧その他の事業を行う場合における、その種類その他該当その他の事業に関する事項
- ⑨解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- ⑩定款の変更に関する事項



ボ

ランティアを始めませんか？



「福井県社会貢献活動支援ネット」では、自宅のパソコンで気軽にボランティア情報を検索することができます。

また、会員登録をすることで、ネット上のボランティア活動への参加申込みができるようになります。

支援ネットのボランティア会員登録方法

会員登録をしてボランティアに参加しよう！

ボランティア会員登録

こちらから会員登録ができます。
個人、団体から種類を選んでください。

個人

団体

個人でボランティアに参加したい方は
ココをクリック！

NPO・市民グループの方は
ココをクリック！



福井県社会貢献活動支援ネット
<https://www.navi-fukui.jp>

検索



令和3年度 会計事務相談会の開催のご案内

計算書類の作成や税金の申告などの会計書類について、専門家(税理士)による個別相談会を開催します。

- 対象 NPO法人または社会貢献活動を行っている団体
- 開催日 4月7日、5月12日、6月2日、7月7日、8月4日
9月1日、10月6日、11月10日、12月1日
- 時間 13:30~16:30の間(完全予約制) 1法人当たりの相談時間は45分程度
- 相談料 無料
- 申込み 各相談日の前週の金曜日までに電話かメールでお申込みください。(先着順)
- 協力 北陸税理士会 福井支部

【申込み先】ふくい県民活動・ボランティアセンター

TEL : 0776-29-2522 E-mail : f-npo-c@pref.fukui.lg.jp



最新情報は、
県ホームページから

新型コロナウイルス感染症対策を徹底しよう

引き続き感染症対策の取り組みをお願いします

①マスク着用の徹底

▶休憩室、喫煙所、更衣室など、マスクを外した状態での会話に注意

②寒い時期でも定期的に換気を

▶密閉、密集、密接の「3密」の回避 ▶テレワークの推進

③重症化のリスクの高い方の感染対策徹底

▶高齢者や基礎疾患のある方は同居家族以外との会食やカラオケなど感染リスクの高い行動を慎重に判断

▶ご家族の方は、家庭内でもマスクを着用するなど、家庭内での感染対策を徹底

④体調に変化があった場合は、迷わず医療機関へ相談

▶まずはかかりつけ医、もしくは「受診・相談センター」(0776-20-0795)にお電話を

⑤県境をまたぐ移動に注意

▶緊急事態宣言対象地域との不要不急の往来は控える

▶その他の地域を訪問する場合も、訪問先の感染状況を確認の上、感染対策を徹底



NPO・ボランティアに関するご相談は ふくい県民活動・ボランティアセンター

住 所 〒910-0858 福井県福井市手寄1丁目4-1
(AOSSA7階)

T E L 0776-29-2522 F A X 0776-29-2523

E-mail f-npo-c@pref.fukui.lg.jp

開館時間 火曜日～金曜日 9:00～20:00
土曜日・日曜日 9:00～17:00

休館日 月曜日、祝日(祝日でも土・日は開館)、年末年始

アクセス JR北陸本線「福井駅」より徒歩1分
えちぜん鉄道「福井駅」より徒歩1分

発行 / ふくい県民活動・ボランティアセンター
(福井県地域戦略部 県民活躍課)